

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281101036	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	保育所入所に係る各市区町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化	<p>【具体的内容】 市区町村等に提出が求められている保育所入所にかかる証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。</p> <p>【提案理由】 平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市区町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労・疾病・疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。</p> <p>これらの保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市区町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行に当たり、従業員の住所地ごとに異なるフォームへ、必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件ずつ行いながら、記入する必要がある。こうした作業は、企業側にとって多大な負担となっている。</p> <p>そこで、フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児と仕事の両立を目指す従業員はさらに増加すると見込まれることから、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、フォームの簡素化・統一化に向けて早急に取り組むべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 厚生労働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市区町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労・疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しています。しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただいています。	子ども・子育て支援法 児童福祉法	検討に着手	政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成29年9月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、各種証明書の記載項目の簡素化・統一化についても検討してまいります。	◎
281101041	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	保育所の入所申込時に必要な就労証明書の様式の標準化	<p>【具体的内容】 保育所の入所申込時、申込者(入所者の保護者)の勤務先企業が記入・証明する「就労証明書」について、地方自治体ごとに様式が異なるため、国が標準様式を作成・周知することにより統一すべきである。</p> <p>なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を入力し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 保育所の入所申込に当たっては、保護者は自治体に対して「保育の必要性の認定」の申請を行い、自治体は客観的な基準に基づき審査を行うこととされている。自治体による審査基準は、国が設定した基準に、地域における実情を加え、各自治体が各々独自に定めている。</p> <p>審査基準には保護者の就労に係る事項が含まれるため、保育の必要性認定申請の際には、「就労証明書」(勤務先が記入・捺印したもの。名称や様式は自治体により異なる)の提出が必要とされている。しかしながら、「就労証明書」の様式および記入項目が自治体ごとに異なるため、企業側は証明書の作成業務を定型化できず、社員(保護者)から証明依頼を受ける都度、記入項目について個別に調査して手書きで記入せざるを得ない。加えて、経年傾向として就労証明書の記載欄が年々増加傾向にあるため、申請者である社員(保護者)と証明を行う企業側の負担が増え続けている。</p> <p>育児と仕事の両立に当たっては、育児中の社員の申請負担軽減とともに、当該社員を雇用する企業側の負担を軽減することも重要である。大手企業では社員が居住する市区町村の数も多岐にわたるため、企業負担を軽減する観点から、就労証明書の様式の標準化を実現すべきである。なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を入力し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p>要望の実現により、証明書作成の省力化・自動化が可能になり、社員(保護者)および企業の負担軽減に寄与すると考えられる。</p> <p>政府の「子育てでワンストップ検討タスクフォース」とりまとめでは、「就労証明書の電子的入力が可能な様式を提供する」とあり、様式が統一されないままオンライン化が進む恐れがあるため、オンライン化と併せて様式の統一を検討すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 厚生労働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市区町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労・疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しています。しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市区町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただくことが不可欠です。	子ども・子育て支援法 児童福祉法	検討に着手	政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成29年9月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、就労証明書の標準化についても検討してまいります。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101050	28年11月1日	28年12月6日	28年12月28日	総合評価落札方式における技術点評価重視のための要件見直し	<p>【具体的内容】 現在の総合評価落札方式においては、価格点と技術点の評価が同一(価格点:技術点=1:1)が基本であり、効率や利便性の飛躍的向上に結び付く最新システムの導入(価格点:技術点=1:3)のためには、一定の要件(※)を満たす必要がある。この点について、全ての要件を満たさなければならぬ現行規則を改めるべきである。</p> <p>【提案理由】 政府調達において、各省職員等における業務効率化や国民の利便性向上を推進するうえで、新しい技術をはじめとしたICT技術の導入が効果的である。しかしながら、現在の総合評価落札方式においては、価格点:技術点=1:1の評価が基本であり、価格点:技術点=1:3が適用されるのは以下要件の全てに該当し、かつ各省庁の長が認めるものに限られている。 (※)【要件】 ①システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの ②技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの ③制度・業務の見直し等に伴う顕著な機能改修を伴うもの ④大規模なプロジェクトで多人数の要員への高度な統制能力が必要なもの ⑤連携、統合等を伴う情報システムや関係組織が多く存在するもの</p> <p>現在の総合評価方式において、技術点は基礎点(仕様を満たせば満点)と加点に分割されるため、提案で加点される技術点よりも価格点が全体評価に対するウェイトが大きくなる。そのため、調達に与える価格割合が大きく、新しい技術を導入することによって得られる効果の最大化の障壁になっていると考えられる。</p> <p>そこで、業務効率の向上を目指すシステムの構築を可能とするため、技術点を重視する必要がある。そのためには、上記要件を全て満たさなければならぬ現行規則を改定し、例えばひとつ、または複数の項目に相当し、かつ各省庁の長が認められるものとするべきである。</p> <p>要望の実現により、技術点の全体評価に対するウェイトが高まり、新しい技術をはじめとした効果的な技術提案の促進につながると考えられる。例えば、SDN、クラウド、サイバーセキュリティ対策、ビッグデータ等の活用により業務効率化及び国民の利便性が向上すると想定される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 財務省	情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン	現行制度下で対応可能	入札価格に対する得点配分の割合を全体の四分の一以上とする評価方法(価格点:技術点=1:3(技術点の得点配分を最大にした場合))の適用に当たり、5つの要件全てを満たすこととしている理由をいたしましては、事業者の能力不足による調達成果物の品質低下やプロジェクトの遅延等を防ぐため、特に難度の高い調達案件について、事業者に対して高次の機能設計能力やシステム構築設計能力、プロジェクト管理能力等を求めているということであり、ご提案にありません。調達においてこのような内容を求める場合には、発注者側である各府省等が技術動向等を適切に調査・把握した上で、求める要件を調達仕様書において網羅的かつ具体的に明示し、提案内容の評価を適切に行うことが最も重要であるものと考えております。 <p>また、総合評価落札方式においては、「価格点と技術点の評価が同一(価格点:技術点=1:1)が基本となっているというわけではなく、除算方式や加算方式、また、加算方式における価格点:技術点の得点配分も含め、その評価方法を選択することが可能となっております。さらには、調達案件の内容によっては、総合評価落札方式でなく企画競争を採用することも可能となっております。調達において求める要件等に応じて、適切な調達方式を選択出来るようになっております。加えて、これら各種の評価方法や調達方式における基礎点や加点の配点等についても、重要視する評価事項を考慮の上、加点の配分割合の重点化等の工夫は可能となっております。</p>		
281104003	28年11月4日	28年12月6日	29年2月15日	洋上風力発電事業を目的とする一般海域の長期占用に関するガイドライン整備	<p>【具体的内容】 洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を求めた際、地方自治体が許可を与えるに当たり参考となるガイドラインを整備すべきである。</p> <p>【提案理由】 洋上風力発電施設の設置海域としては、港湾等のほか、一般海域がある。一般海域は、国有財産法が適用される公共用財産であり、財物管理が地方自治体に委ねられている状況にある。そのため各地方自治体では、任意に条例を制定して一般海域の占用許可を行っているが、占用許可が得られる期間は、概ね1〜5年程度が原則とされている。</p> <p>例えば浮体式洋上風力発電事業を実施する場合、FIT期間20年+建設2年+撤去0.5年と、長期にわたる海域の占有が必要となる。短期間の占用許可しか得られない現状では、事業の予見可能性が確保できないため、資金調達に支障を来している。</p> <p>そこで、洋上風力発電事業を目的として事業者が一般海域の長期間(20年間超)にわたる占用を求めた際、各市町村等が許可を与えるにあたって確認すべき事項等を国が取りまとめ、ガイドラインとして周知し、これに合致する場合には積極的に占用を許可するよう自治体に配慮を求めらるべきである。併せて、一般海域の占用許可手続きが未整備の自治体に対しては、制度整備を呼びかけるべきである。</p> <p>ガイドラインが整備されれば、「海洋基本計画」(2013年4月26日閣議決定)に盛り込まれた海洋再生可能エネルギーの利用促進、およびそのための海域利用ルールの明確化、地域ごとの状況に応じた海域利用の調整にも資すると考えられる。</p> <p>本要望が実現し自治体の対応が進めば、洋上風力発電の導入が拡大し、わが国の低炭素電源比率が向上する。また、浮体式洋上風力発電に限っても、50兆円規模の経済効果(浮体式洋上風力発電施設1基50億円×100基×100兆円所収50兆円)をもたらすと見込まれる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占有を行う場合における法令などのルールはございません。	—	その他	経済産業省は、平成28年度中に、ルールが明確化されておらず事例も少ない一般海域における洋上風力発電設備の設置に係る利用調整について、「地方自治体による取組事例や環境省及び当省の実証事業における事例のとりまとめを行い、ガイドを作成して発電事業者に周知する」としてしております(第4回再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議資料1より)。 <p>また、更なる洋上風力発電設備の設置に係る調整の円滑化に向けて、内閣官房総合海洋政策本部事務局は、関係府省庁と連携し、平成28年度から一般海域の利用調整の実態や利用条件について調査を行い、ルール化の必要性を検討することとしております。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項について(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281107003	28年11月7日	28年12月19日	29年1月31日	官民が保有する情報を連携するための基盤の構築による行政機関保有情報の民間利活用の推進	<p>【具体的内容】 国民の利便性の向上(確実な保障の受領や手続負担の軽減等)ならびに行政機関および民間事業者のサービス品質の向上や事務効率化、コスト低減等を図る観点から、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築し、本人の事前同意等を前提として、行政機関が保有する住所等の情報の民間利活用を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、官民が保有する情報を連携するための基盤が存在しないため、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。番号法によりマイナンバー制度が開始されたが、マイナンバーの利用範囲は法律または地方公共団体の条例で限定的に定められており、現在の利用範囲である社会保障・税・災害対策の3つの行政分野の事務以外での利用については、番号法附則第6条において、法律の施行後3年(2018年10月)を目途として国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされている。 また、災害対策の分野については、たとえば生命保険会社は、激甚災害発生時に支払調書に記載する目的で保有している保険契約者や保険金受取人のマイナンバーを自社内で顧客検索のキーとして利用することができるが、安否情報や避難先の確認等には利用することができない。 今般、「日本再興戦略2016」において、災害発生時等におけるマイナンバー制度を用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有のあり方について方針を取りまとめることが掲げられた。生命保険会社は東日本大震災に際して安否確認や保険金等の請求動員に努めたが、たとえば災害発生時に生命保険会社からの照会にもとづき、警察や市区町村が被災した被保険者等に関する情報(死亡情報、最新の住所、避難先等)を提供できることが明確になれば、被災者はより迅速かつ確実に保障の提供を受けることが可能となる。さらに、公的な社会保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意等を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用することができれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供につながり、安否・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与すると考えられる。 官民が保有する情報を連携するための基盤の構築にあたっては、たとえば生命保険会社が、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスの一環として終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続き等を迅速かつ確実を提供することや、マイナポータル上の電子私書箱を利用して保険料控除証明書の交付等や必要な情報をタイムリーかつ確実に提供するなど、マイナンバー制度のインフラを活用して国民の利便性向上や高齢者に対する契約管理・支払管理態勢の強化につながることも重要である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 総務省	住民基本台帳に記録されている住所情報を含めた個人情報を入力するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。 具体的には、 ①請求者本人または同一世帯員は、自身の住民票の写しの交付請求が可能であること。 ②一方、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要であると認められる場合に限り、閲覧または住民票の写しの交付を請求することが可能であること。 ③また、それ以外の第三者は、公益性の高い活動を行うために必要であると市町村長が認める場合に限り、閲覧を請求することが可能であり、また、自己の権利の行使又は義務の履行のため、国又は地方公共団体に提出するため等、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限り、住民票の写し等の交付を申し出ることが可能であること、とされています。 マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、マイナンバーの利用範囲は、番号法附則第6条第1項において、法律の施行後3年を目途として、必要であると認めるときは、国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされています。 なお、マイナポータルは平成29年1月より利用が開始され、マイナンバー法の附則においては、その設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしてとされています。	住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第1項、第3項、第4項	対応不可 現行制度下で対応可能	住民基本台帳から住所等の情報を入手するためには、住民基本台帳に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものであり、ご要望のように、行政機関が保有する住所等の情報を民間でも活用可能とするデータの基盤構築については、認められません。 また、ご要望のような情報の提供については、不必要な情報まで提供するおそれがあること、住民基本台帳の情報が容易かつ大量に入手できるとともに、容易に他者に拡散するおそれがあること等、個人情報保護の観点から適切でないため、制度化することはできないと考えています。 なお、公的個人認証サービスは住民票と連動しており、2種類の電子証明書の失効情報を確認することで、基本4情報の変更や住民票の削除といった異動の契機を把握することができず、この仕組みは平成28年1月から民間事業者にも開放されており、顧客の現況確認等に活用可能であることから、これを活用していただきたいと考えています。 一方で、マイナンバーそのものの利用範囲の見直しについては、番号法の規定に基づき、現行の利用事務との関連性が高く、国民の利便性や行政の効率化の観点から効果の期待される戸籍事務、旅券事務等への拡大の可能性について、内閣官房において検討を行っているところです。
281107004	28年11月7日	28年12月19日	29年3月15日	社会保険届出書類のマイナンバー記載義務の見直し	<p>【具体的内容】 厚生労働省に提出する雇用保険・厚生年金・健康保険(協会けんぽ)に関する届出様式のうち、従業員の在籍中に提出する様式(入社・退社時の資格取得・喪失に関する届出以外の様式)について、従来どおり「被保険者番号」および「基礎年金番号」の記載にとどめ、マイナンバーの記載は不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 厚生労働省は「社会保障・税番号制度の導入に向けて(社会保障分野)」(2016年2月17日公表)において、マイナンバーの記載が必要となる届出様式一覧を示し、多くの様式にマイナンバーの記載を義務づけている。 (b)要望理由 多数の様式にマイナンバーを記載するため、企業においては帳票レイアウト変更等のシステム改修に多大なコストが発生する。また、マイナンバー付書類の増加に伴い、保管・作業スペースの確保・システム改修・関連業務の運用方法の見直し等のコストが増加する。 これに関して、税分野では記載対象書類の大幅な削減が行われている。社会保障分野についても情報漏洩リスクおよび保管コスト等の事業者負担を鑑み、記載対象書類を削減すべきである。社会保障分野は、一部の様式を除き、従来どおり企業が「健康保険の被保険者番号」、「年金の基礎年金番号」、「雇用保険の被保険者番号」も記載することとなっている。このため、各様式へのマイナンバーの記載を不要としても、行政側のバックオフィス連携によりマイナンバーの確認が可能である。 (c)要望が実現した場合の効果 企業におけるシステム改修コストや、特定個人情報の安全管理措置にかかる保管コスト等の削減につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 厚生労働省	マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現を目的として導入されたものであり、各社会保険制度においても、事業者が提出する各種届出等において個人番号の記載を求めるとしています。 なお、現行制度においても、事業者の負担軽減を図る観点から、例えば、複数回申請を行うことが想定される雇用保険の雇用継続給付の申請について、初回申請時にのみ個人番号を記載すれば足りることとするなど、必要な措置を講じているところである。	健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第28条等 厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)第21条等 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第6条等	対応不可	左記のとおり、現行制度においても、マイナンバー制度の目的の実現に必要な範囲での記載にとどめ、事業者の負担軽減を図る観点から、必要な措置を講じているところであり、現時点においては、これ以上の措置を講ずることは検討しておりません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281107005	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	従業員からマイナンバーの提供を受ける際の手段方法の見直しおよび周知広報の徹底	<p>【具体的内容】</p> <p>① 企業は従業員からマイナンバーの提供を受ける際に本人確認(番号確認と身元確認)を行う必要がある。このうち番号確認は本人等から通知カード等のマイナンバーが記載された書類の提示を受けて行うため、企業に相応の負担が生じている。一方、行政機関は情報提供ネットワークシステム等を活用してマイナンバーの正当性を確認することが可能となる。このため、番号法附則第6条第2項の検討にあたっては、企業による番号確認手続きに代えて行政機関が書類に記載されたマイナンバーの正当性を確認するよう手段方法の見直しを検討すべきである。</p> <p>② 現行は従業員がマイナンバーの提供を拒んだ場合、交渉・記録・保存等の対応を行う必要があるため、事務の煩雑化や対応コストの増加につながっている。勤務先へのマイナンバー提出等、マイナンバーの記載を促すための国民に対する周知広報を徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)規制の現状 企業は番号法第14条第1項(提供の要求)を根拠として、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合限り、マイナンバーの提供を求めることができる。また、マイナンバーの提供を受けるときは、番号法第16条(本人確認の措置)にもつき、本人確認(番号確認と身元確認)を行う必要がある。</p> <p>これに関して、番号法附則第6条第2項(検討等)には「政府は、第14条第1項の規定により本人からマイナンバーの提供を受ける者が、本人確認の措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」旨が規定されている。</p> <p>(b)要望理由 ① 番号確認は本人等から通知カード等のマイナンバーが記載された書類の提示を受けて行うため、身元確認と比較して紛失等した場合のリスクや安全管理措置に係るコストが高く、企業に相応の負担が生じている。 ② 現行は従業員がマイナンバーの提供を拒んだ場合、交渉・記録・保存等の対応を行う必要があるため、事務の煩雑化や対応コストの増加につながっている。義務であるにも関わらずマイナンバーが記載されない書類が増加すれば、企業のみならず行政機関の事務手続きを煩雑化させるおそれがある。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 企業にとつては、通知カード等のマイナンバーが記載された書類の取り扱いによる紛失等リスクや安全管理措置に係るコストの削減につながる。また、行政機関に対する書類提出の円滑化が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官庁	<p>①個人番号の記載義務は、各制度における個別法令により定められているものである。各法令の規定に従って記載頂く必要があります。また、番号法第16条において、同法第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カードの提示を受けること、通知カード及び主務省令で定める書類の提示を受けること等とされています。</p> <p>②番号法第9条において、マイナンバーの利用範囲が規定されており、民間事業者は、社会保障分野や税分野の行政手続きに従業員のマイナンバーが必要となることから、法第14条第1項により、従業員に対し、マイナンバーの提供を求めているところです。</p> <p>また、番号法第4条第2項において、国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、マイナンバー及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めることとなっています。</p>	①番号法第14条、第16条 ②番号法第4条、第6条、第9条、第14条	①対応不可 ②対応	<p>①番号法第16条に規定する本人確認措置は、本人から個人番号の提供を受ける際、その真正性等の確認を行うとともに、他人の個人番号を告知してなりすまし行為を防止するためのものですので、適切に行って頂く必要があります。</p> <p>②マイナンバー制度の広報については、制度に対する理解が深まるよう、テレビCMや新聞広告等、多様なメディアや様々な機会を活用した周知・広報を行ってきているところです。また、年末調整・確定申告の時期には、これらの手続きにおけるマイナンバーの取扱などについて混乱が生じないよう、関係省庁とも連携し、全国紙・地方紙への新聞広告や全国の国税局や関係団体にチラシの配付を行うとともに、全国各地で開催されている説明会において、幅広い情報発信を行っているところです。</p>	
281107006	28年11月7日	28年12月6日	28年12月28日	従業員からマイナンバーの提供を受ける際の身元確認の省略	<p>【具体的内容】</p> <p>企業は従業員からマイナンバーの提供を受ける際に本人確認(番号確認と身元確認)を行う必要がある。このうち身元確認は、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認める場合に省略することも認められている。しかしながら、現行の条文では、将来的に行政機関毎の判断に差異が生じるおそれがある。</p> <p>企業が従業員からマイナンバーを収集する際、企業内で付番している社員番号等とともに収集することが一般的である。また、社員番号等や番号確認書類(通知カード、住民票等)に記載された基本4情報と従業員管理データベース等を統合することで、当該従業員が本人に相違ないことを確認することが可能である。このため、雇用関係にある場合には、個人番号利用事務実施者が認めるか否かに関わらず、身元確認書類の提出を省略可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)規制の現状 マイナンバーを取得する際は、正しい番号であることの確認(番号確認)と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要となる。このうち、身元確認については、番号法施行規則第3条第5項(住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置)において、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認める場合には身元確認を不要とすることも認められている。</p> <p>(b)要望理由 現行の条文では「個人番号利用事務実施者が認める場合には」と規定されているため、将来的に行政機関毎の判断に差異が生じる懸念があり、このことが当該省略基準を活用するうえでの躊躇につながっている。この点、企業の本人確認にかかる負担を軽減するための規定であることを踏まえ、雇用関係にある場合には、個人番号利用事務実施者が認めるか否かに関わらず、企業内で日常的に行われている従業員からの届出を受け付ける際と同様の方法による本人確認を認め、身元確認書類の提出を省略可能とすべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 企業におけるマイナンバー収集事務の軽減と個人情報関係書類送付の削減が可能となると同時に、個人情報漏えいリスクが軽減する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官庁	番号法16条において、同法14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、本人確認の措置を行うこととされています。このうち、身元確認については、番号法施行規則第9条第5項において、雇用関係にあることその他の事情を勘案し、個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合には、身元確認書類の提示を受けることを要しないものとされています。	番号法第14条、第16条、同法施行規則第3条第5項	対応不可	番号法施行規則第3条第5項において、「個人番号利用事務実施者が認める場合に」に身元確認書類の提示を受けることを要しないこととされているのは、各利用事務ごとに状況が異なる場合があることから、各利用事務実施者がそれぞれの事務の状況を踏まえて判断することが必要であると考えられるためです。この要件を削除することは困難です。なお、企業が行う個人番号関係事務は複数あり、それぞれの取扱いが異なると現場の混乱が生じるおそれがあることから、各利用事務実施者間において、同様の取扱いが行われるような配慮がなされているものと認識しています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281107007	28年 11月7日	28年 12月6日	28年 12月28日	グループ企業 間転籍時等 のマイナン バー再取得 の見直し	<p>【具体的内容】 グループ企業間の転籍・出向等により法人をまたいだ異動が行われた場合、異動先の企業が改めて本人確認(番号確認・身元確認)を行う必要があるため、グループ企業間で通知カードの確認等の事務の重複が発生する。また、労働契約承継法によらない事業譲渡による転籍を実施する場合、提供の制限の例外には当たらず、大量の事務が発生することが想定される。これについて、転籍等の事由を特定個人情報の提供制限の例外とすることを検討すべきである。とりわけ、転籍等におけるグループ企業間の事務の重複を減らすことおよび労働契約承継法によらない事業譲渡を提供制限の例外とすることを求める。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)において、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならないとされている。また、第20条(収集等の制限)において、第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはならないとされている。 たとえば、転籍は第19条に明記されていない。このため、グループ単位で従業員のマイナンバーを一元管理している場合であっても、グループ企業間の転籍や事業譲渡(労働契約承継法によらない場合)に伴う法人をまたいだ異動が行われた場合には、企業間でマイナンバーを受け渡すことができず、転籍先が改めて本人からマイナンバーの提供を受けなければならない。 (b)要望理由 グループ企業の従業員のマイナンバーを同一のデータベースで管理している場合、マイナンバーに誤りが生じないにもかかわらず、法令の求めに応じて再取得が必要となる。その際、あらためて本人確認(番号確認・身元確認)をしなければならないため、グループ内で煩雑な事務が重複して発生する。また、労働契約承継法による事業の承継に該当するケースは特定個人情報の提供が認められているが、これに該当しないケースについても転籍等に係る事務を簡素化できるよう、制限を緩和すべきである。 (c)要望が実現した場合の効果 従業員から一度提供された特定個人情報を再度提供する必要がなくなれば、従業員・事業主双方の業務の効率化だけでなく、特定個人情報の安全な運用につながる。</p>	(一社)日 本経済 団体連 合会	内閣官 房	番号法第19条	対応不可 現行制度 下で対応 可能	番号法19条各号に掲げられた場合以外で、特定個人情報の提供を行うことはできませんが、転籍・出向・事業承継の対応については、「制度の現状」に記載のとおり対応は可能です。		
281107008	28年 11月7日	28年 12月19日	29年 1月31日	マイナンバー 制度のイン フラを活用した 公教育の質 的向上等	<p>【具体的内容】 公教育の分野で生徒の成績情報、生徒指導情報、属性情報、健康情報等を連携する基盤が構築できれば、教育の質的向上および学校経営の改善が期待できる。マイナンバー制度のインフラを活用して、個人の情報連携を実現する共通番号制度(学習者ID等)を構築すべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 公教育において、生徒の成績情報、生徒指導情報、属性情報、健康情報等を一元的に管理する番号は存在しない。 マイナンバーの利用範囲は法律または地方公共団体の条例で限定的に定められており、現在の利用範囲である社会保障・税・災害対策の3つの行政分野の事務以外での利用については、番号法附則第6条において、法律の施行後3年を目途として国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされている。 (b)要望理由 公教育の分野における教育の質的向上や学校経営の改善のため、成績情報、生徒指導情報、属性情報、健康情報等の情報を一元的に管理し、分析・活用できる基盤の構築が求められる。転校や進学等により進学先が変更となった場合でも個々の状況に応じた継続的な教育を可能とするためには、個人を識別するための共通番号制度の導入が不可欠である。マイナンバー制度は、公的に本人を識別する手段として有用であるため、同制度のインフラを活用して公教育における共通番号制度の構築を検討すべきである。 (c)要望が実現した場合の効果 エビデンスに基づく教育改善および教育政策の立案が可能となり、質の高い教育と効率的な学校経営の実現につながる。また、強固なセキュリティ対策が可能となり、重要情報のより安全管理につながる。</p>	(一社)日 本経済 団体連 合会	内閣官 房 文部科 学省	行政手続に おける 特定の個人 を識別する ための 番号の利用 等に関する 法律 第9 条、附則第 6条第1項	その他	文部科学省では、平成29年度より、「次世代学校支援モデル構築事業」において、日々の児童生徒の学習活動や指導の記録、校務情報等をデータ化し、有効活用することにより、教員の学習指導や生徒指導等の質的向上や、学級・学校経営の改善等を図るための実証研究を実施する予定であり、当該実証事業の成果や、今後のマイナンバー活用への普及状況も踏まえ、平成32年度以降、必要に応じて提案内容について検討します。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281114010	28年 11月14日	28年 12月6日	28年 12月28日	事業譲渡時 のマイナン バーの授受 の見直し	<p>[提案内容] マイナンバーは会社(法人)単位で収集・管理するという制限があり、雇用主間でマイナンバーを受け渡してできるのは、労働契約承継法の枠組みを用いて移籍するケースのみとなっている。しかし、昨今のM&A実務においては、この枠組みを利用して事業譲渡を行うのか、あるいはそれを利用して従来型の合意移籍により処理するかは、当事者である企業間の長期間の交渉と調整の結果として移籍の直前に決まってくることが多い。そのような流れの中で、労働契約承継法前提で準備をしていたマイナンバー授受手続きが、同様に直前になって合意に至らず取り止めとなり、対象者本人から再度マイナンバーを提出し直してもらおうというプロセスに変わることも見込まれ、これにより事業譲渡の現場実務が混乱する懸念がある。このような実務上の流れを踏まえ、労働契約承継法に則らない事業譲渡のケースにおいても、同様に新旧雇用主間でマイナンバーを授受できる仕組みを導入して頂くことを要請したい。</p> <p>[提案理由] 新雇用主により改めてマイナンバーを回収する業務が発生するが、本人確認の必要も生じるため、煩雑な事務作業が求められることとなる。かつ、提出する本人にも、再度マイナンバー提出の負担がかかるが、特に会社間移籍のケースにおいては本人が渋々ながら同意して新雇用主に契約を切り替える場合も想定され、個別にマイナンバーの提出を要請するとその対象社員とのトラブルになることも予想される。また、事業譲渡時においてはM&Aに伴う一連の事務を円滑に行うため、この点も要請事項の一つとさせて頂きたい。</p>	(一社)電 子情報 技術産 業協会	内閣官 房	労働契約承継法によるものか否かに関わらず、番号法第19条第5号において、「合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき」には提供制限が解除されておりますので、これに該当する場合、特定個人情報提供が可能です。	番号法第19条	現行制度 で対応可 能	「制度の現状」に記載のとおりです。	
281130011	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 1月31日	各市町村入 所にかかる各 種証明書の 記載項目の 統一化	<p>市区町村毎に提出が求められている保育所入所に係る証明書(就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等)のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月2日閣議決定)における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。</p> <p>なお、本要望が一億総活躍施策の対象外であった場合も、自治体間のバラツキ解消等は保育サービス利用者の負担軽減を通じ「一億総活躍」に寄与すると考える。</p> <p>・平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては(1)事由(保護者の就労、疾病など)、(2)区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。</p> <p>・保育所入所に係る各種証明書について、現状では市区町村毎に異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行に当たり、フォームごとに異なる必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件ずつ行う必要がある。こうした作業は、企業側に多大な負担となっている。また、サービス利用者にとっても負担となるケースが発生している。</p> <p>・フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児をしながら仕事をする人がさらに増加すると見込まれ、各種証明書発行件数の増加も考えられ、フォームの簡素化・統一化に早急に取り組むべきである。なお、簡素化の上統一が望ましいものの、仮にそれらが困難な場合は簡素化より統一化を優先いただきたい。即ち、昨年回答で「保育の実施主体である市町村が地域の実情に鑑みて適切に実施」している点も考慮し、個々の自治体による判断が損なわれぬよう記載項目の拡大も含めご検討願いたい。</p>	(一社)日 本損害 保険協 会	内閣官 房 内閣府 厚生労 働省	平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととしています。保育の必要性認定に当たっては①事由(保護者の就労、疾病など)、②区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)について国が基準を設定しています。しかしながら、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、適切に運用いただいています。	子ども・子育て支 援法 児童福祉法	検討に着 手	政府においては、保育の「支給認定申請書」及び「保育施設等利用申込書」について、平成29年9月以降の申請・申込からオンラインでの提出が可能とすることとしています。添付される就労証明書についても電子入力可能な様式の提供を検討しており、様式の項目や手続について、全市町村を対象とした調査を内閣官房を中心に実施しているところです。調査結果を踏まえながら、各種証明書の記載項目の簡素化・統一化についても検討してまいります。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項に於いては本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281130041	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	民間事業者による行政情報の有効な活用を推進するため官民が保有する情報を連携するなどの基盤の構築	現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないため、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。番号法により導入された番号制度でも、現時点では民間事業者が行政情報を有効に活用するために官民間で情報連携を行うことはできず、法施行後3年(平成30年10月)を目標として検討を行い、所望の措置を講ずることとされている。 同法では、災害対策の分野で番号制度が利用できるとされているが、激甚災害時に生命保険会社が個人番号を利用できるのは、支払請求に記載する目的で保有している保険契約者や保険金受取人の個人番号を自社内で顧客検索のキーとして用いる場合のみであり、安否情報や避難先などの確認に利用することができない。 東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求動員に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者に関する情報(死亡情報、最新の住所、避難先等)を提供できることが明確になれば、被災者に対するより確実な保障の提供が可能となる。 なお、『日本再興戦略2016』には、災害発生時等における番号制度を用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有のあり方について方針を取りまとめることが掲げられている。 また、現行の番号法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的社会保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用することができれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供に繋がり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与すると考えられる。 また、番号制度を利用することで、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスとして、例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きを迅速かつ確実に実施することができれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 さらに、マイナンバーが整備され、生命保険会社が電子私書箱を利用して通知を行うことができれば、お客さまの利便性が一層向上する。例えば、当該機能を通じて保険料控除証明書の交付等を行うことができれば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実に提供することが一層可能となる。	(一)生命保険協会	内閣官房 内閣府 総務省	住民基本台帳に記録されている住所情報を含めた個人情報を入力するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。 具体的には、 ①請求者本人または同一世帯員は、自身の住民票の写しの交付請求が可能であること、 ②一方、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要であると認められる場合に限り、閲覧または住民票の写しの交付を請求することが可能であること、 ③また、それ以外の第三者は、公益性の高い活動を行うために必要であると市町村長が認める場合に閲覧を請求することが可能であり、また、自己の権利の行使又は義務の履行のため、国又は地方公共団体に提出するため等、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限り、住民票の写し等の交付を申し出ることが可能であること、とされています。 マイナンバー法では、マイナンバーの利用範囲について、社会保障分野、税分野、災害対策の分野で利用することが規定されています。また、マイナンバーの利用範囲は、番号法附則第6条第1項において、法律の施行後3年を目途として、必要があると認めるときは、国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされています。 なお、マイナンバーは平成29年1月より利用が開始され、マイナンバー法の附則においては、その設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとされています。	住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3	対応不可	住民基本台帳から住所等の情報を入手するためには、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものであり、ご要望のように、行政機関が保有する住所等の情報を民間でも活用可能とするデータの基盤構築については、認められません。 また、ご要望のような情報の提供については、不必要な情報まで提供するおそれがあること、住民基本台帳の情報が容易かつ大量に入手できるとともに、容易に他者に拡散するおそれがあること等、個人情報保護の観点から適切でないため、制度化することはできないと考えています。 なお、公的個人認証サービスは住民票と連動しており、2種類の電子証明書の失効情報を確認することで、基本4情報の変更や住民票の削除といった異動の契機を把握することができます。この仕組みは平成28年1月から民間事業者にも開放されており、顧客の現況確認等に活用可能であることから、これを活用していただきたいと考えています。 一方で、マイナンバーそのものの利用範囲の見直しについては、番号法の規定に基づき、現行の利用事務との関連性が高く、国民の利便性や行政の効率化の観点から効果の期待される戸籍事務、旅券事務等への拡大の可能性について、内閣官房において検討を行っているところです。	